

# 「武蔵野市男女平等推進審議会評価」

## 凡例

### 【武蔵野市男女平等推進審議会による評価】

◎…順調である	効果的な取り組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

### 第四次男女共同参画計画の推進状況について(総評)

・市ではこれまで、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の進捗状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。

今回は、平成31年3月に審議会の答申をうけ、第四次男女平等推進計画が策定されてより初回の評価となる。各課より提出された令和元年度事業進捗状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行ってきた。

各施策に係る事業の目標設定は適切なものであると認識するが、今後、事業毎の自己評価の記載内容について調整を行うことにより、統一的な評価基準の確立を図られたい。

#### ※補足事項

各施策の<評価欄>は、審議会では委員から出された意見を基に、評価の参考にするため、事務局で付したものであり、審議会としての評価ではありません。

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1 男女平等の意識づくり		○
施策(1)	男女平等の意識啓発★	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・男女平等推進センターでは、第四次男女平等推進計画の各施策に沿ったテーマの講座を原則託児付で実施、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供に努めた。男女平等推進センター企画運営委員会との協議・検討により、男女共同参画フォーラム2019を実施し、3団体が企画公募を開催するなど、男女平等の意識醸成を図った。武蔵野地域五大学の協力を得て地域自由大学、寄付講座等を実施、男女平等推進の視点からの、講座・講演会や自由大学正規科目が行われたことは、評価できる。</p> <p>・男女平等推進情報誌「まなこ」を年3回発行し、第四次女平等推進計画、自分らしいキャリアの選び方、性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言などを特集した。市民会館文化祭におけるパネル展示における「まなこ」の紹介や、図書館と協働して特集テーマの関連図書展示を行うなど、認知度の向上のための取り組みを行った。また、市報5月1日号において、第四次計画の策定についての特集の掲載に併せて、「まなこ」についても紹介するなど広く周知を図り、認知度の向上を図ることができた。</p>	

		評価
基本施策1-2 男女平等教育の推進		○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・市立小中学校における男女平等教育の推進では、特別の教科道徳の時間を使って小学校5・6学年で、異性について理解し、互いに学び合い友情を深める内容が扱われ、中学校1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築する態度を育む授業が行われた。</p> <p>・人権教育の充実を図る教員研修では、人権教育プログラムを活用して全校で校内研修を実施した。市人権教育推進委員会においては、小学校低学年の授業で性別に対する固定的な見方・考え方があることに気づき、互いを認め合うことの大切さについて考える授業が報告された。</p> <p>・生活指導・進路指導・キャリア教育の充実では、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、中学校2年で、性別にとらわれず、希望する職場体験学習を実施している。</p> <p>・発達の段階を踏まえた性に関する指導においては、学習指導要領に沿った性に関する指導が行われているが、東京都教育委員会が「性教育の手引き」を改訂して示しているので、その内容について周知を図り、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくことが必要であると考えられる。</p>	

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)		○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	◎
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)性の多様性に関する理解の促進</b>            第四次男女平等推進計画の目指す将来像を実現するため、市長が令和元年10月29日に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言」を行い、理解促進のための職員研修、男女共同参画フォーラムにおける講座、図書館と協働した関連図書展示など、性の多様性理解し尊重するための取り組みを行った。性の多様性理解へ向けた市のスタンスを明らかにしたことにより、前進が見られる。</p> <p><b>施策(2)性的マイノリティ等への支援</b>            性の多様性の尊重に関する庁内研究会を、関係課長の参加を求めて設置し、「パートナーシップ制度」導入にあたっての論点整理を行い、報告書を作成、性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」を開始し、当事者ニーズの把握に努めた。また、市立小中学校においては、都教育委員会が主催する性的マイノリティについて学ぶ研修に、幹部教員を参加させ、校内で共有するなど、理解醸成に努めた。「パートナーシップ制度」導入に向けては、引き続き、検討を進められたい。</p>	

## 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発</b>                      男女平等推進センターでは、「女性の再就職支援講座」、「育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー」などを実施、「まなこ」では「それぞれのキャリア」を特集して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講座や情報提供を実施してきた。市役所では、職員に向けて介護と仕事の両立に関する講演会を実施した。4課共催の「ハタラクカイギ2020」では、定年後の働き方、生き方をテーマにした講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて中止となった。</p> <p><b>施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進</b>                      ・健康課では、初妊婦とパートナー対象のこうのとりの学級土曜日クラスの実施、ゆりかごむさしのフェスティバルでの父親対象の事業、また、父親ハンドブックを母子手帳交付時に配布した。子ども政策課では、父親向け育児啓発講座の実施、男女平等推進センターでも、父と子ども向けの料理教室を実施するなど、男性の子育て支援を目的とする各種事業が実施された。                      ・高齢者支援課では、家族介護者の交流の場や介護講座等の実施、また、実施主体の意見交換会を行うなど、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開し、評価できる。                      ・地域支援課では、男性の地域参加のきっかけづくりとして、市民社会福祉協議会主催による「お父さんお帰りなさいパーティー」などを継続して実施している。</p>	

		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進</b>                      産業振興課では、育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、ハローワークや、東京しごとセンター等の関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報提供を行ったが、今後、さらに効果的な啓発方法を検討されたい。男女平等推進情報誌「まなこ」においては、企業で活躍する女性役員のインタビューを掲載し、両立支援や女性活躍への意識啓発を行った。</p> <p><b>施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み</b>                      ・男性の育児休業取得率は、令和元年度は66.75%、休業承認期間についても6月以下の職員の平均が58日と順調に推移している。介護を行う職員の支援と介護をしやすい職場環境の醸成のため、介護と仕事の両立に関する講演会を実施するなど、評価できる。                      ・年次有給休暇の取得や各課毎の一斉定時退庁日の設定、長時間勤務職員の所属長への対応策届出書の提出、ヒアリングなどの働きかけなどがなされてきたが、十分な効果が確認できない。長時間勤務の是正に向け、実効性の高い取組みを検討されたい。</p>	

## 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-3 子育て及び介護支援の充実		○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	○
施策(2)	介護支援施策の充実	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)子育て支援施策の充実</b>                      ・待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応により、令和2年4月時点で待機児童ゼロを達成したことは、評価できる。子育て支援施設のサービスの充実により、認可保育園等における専門職の活用による相談事業の実施、病児・病後児保育の拡充も図ってきているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業開催が制限されたり、利用者の伸び悩みがみられる。オンライン等も活用しながら、今後の事業継続を工夫されたい。</p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業は、利用者会員が約250名増、支援者会員も約20名増と、ともに増加している。引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図られたい。産前・産後ヘルパー事業については、ファミリー・サポート・センター事業とのはざまになる期間について、延長の可能性も検討されたい。</p> <p><b>施策(2)介護支援施策の充実</b>                      介護に関わる人材の確保と育成において、人材育成事業として初任者研修などを行ったほか、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業などを柱に展開することにより、これまでの実績のうえで発展を図っている。また、家族介護者の交流の場や介護講座等の実施、また、実施主体の意見交換会を行うなど、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開するなど、評価できる。今後、新型コロナウイルス感染症防止対策を行うなかで、人と人が接触しながら事業を進めることが困難になり、どのように事業を工夫し進めていくかを検討する必要がある。</p>	

## 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-4 あらゆる分野における女性の活躍の推進		○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進</b>            審議会等における女性委員の割合は横ばいであるが、市役所内における女性管理職の割合は、12.7%と微増した。市では、女性登用の促進に関するセミナーに参加を促すことや、育休中の職員にメールで案内を行うなど、女性が管理職を目指しやすい昇任制度として、見直しを図っているところだが、<b>女性が管理職を目指すうえでの障害を除く等、管理職の働き方自体を変えていくことも必要ではないか。</b></p> <p><b>施策(2)女性の再就職支援・起業支援</b>            ・東京しごとセンターとの共催による託児付の再就職パソコンセミナーや、ハローワーク、三鷹市との共催による託児付就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、女性のための再就職講座、育休復帰支援セミナーなどを行うなど、意識啓発を図った。            ・「地域包括ケア人材育成センター」では、人材育成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業を展開してきたが、福祉の仕事について普及・啓発を行う「お仕事フェア」は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止した。</p> <p><b>施策(3)女性の地域活動への参画促進</b>            「地域福祉ファシリテーター養成講座」、「地域社協はじめて研修」、「地域社協はじめて講座」を実施し、地域福祉を担う人材育成を行った。防災分野では、子どもを持つ女性向けの防災講話等の啓発活動を行うなど、避難所運営や地域防災への女性の参画を促進した。</p>	

## 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援		○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見★	○
施策(2)	相談事業の充実★	◎
施策(3)	安全の確保	◎
施策(4)	自立支援	◎
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)暴力の未然防止と早期発見</b>                      ・保健センターでは、生後4カ月までのすべての乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施、1328件の訪問相談を行った。各乳幼児健診や訪問等の相談事業から、家族の相談に対応し、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携して支援をしている。                      ・若年世代に向けてのデートDVの啓発に関しては、デートDV公開講座を成蹊大学と共催し、大学生を中心に実施したほか、「デートDVカード」を図書館・市政センターに配架するとともに成人式で配布、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市役所、武蔵野プレイス等でパネル展示を行ったうえ、各図書館で関連図書展示を行うなど、様々な層に向けた取り組みを行っている。</p> <p><b>施策(2)相談事業の充実</b>                      ・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭相談担当と男女平等推進センター女性総合相談担当が定期的な会議を行うことにより、情報共有、連携強化を図っている。また、庁内連携会議を開催して情報を共有するとともに、会議内で研修を行い、DV被害者の支援について理解を深めることができた。                      ・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施し、両相談が連携する体制を構築した。また、女性相談カードを市民施設に加え、全コミュニティセンターに配架し普及啓発を図るなど、取り組みの充実がみられる。</p> <p><b>施策(3)安全の確保</b>                      子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、8世帯12人の緊急一時保護を行った。住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行うとともに、庁内連絡会議、情報セキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性を徹底した。</p> <p><b>施策(4)自立支援</b>                      子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、被害者の負担の軽減を図るなど、一貫した支援を行うとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関を紹介する又は受診に同行する等の支援を行っている。</p> <p><b>施策(5)推進体制の整備</b>                      子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、「DV被害者の支援にあたって」をテーマに研修を実施した。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会や相談員連絡会において、関係機関との情報交換を行った。</p>	

### 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-2	性に関するハラスメントやストーカーへの対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカーへの対策	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・子ども家庭支援センターでは、東京都が実施する研修に参加し、ストーカー行為とその支援に関する知識の習得に努めた。</p> <p>・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、DV防止啓発講座等の実施、市施設におけるDV防止パネル展示、図書館3館における関連図書展示を行うなど、啓発活動を継続的に行ってきた。</p>	

		評価
基本施策3-3	特別な配慮を必要とする人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援★	○
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)ひとり親家庭等への支援</b></p> <p>・子ども家庭支援センターでは、第五次子どもプラン武蔵野の策定に合わせ、ひとり親家庭の自立促進計画の見直しを行った。対象者に児童手当等の各種手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行った。また、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行い、総合的に自立支援を行うとともに、家庭訪問による学習・生活支援を行ってきた。さらに、ハローワーク等の関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行った。</p> <p>・生活福祉課では、従来の教室型の学習支援に加え、少人数では対応困難な子どもに対応するため、サポート型学習支援教室を開設した。</p> <p><b>施策(2)高齢者・障害者の方への支援</b></p> <p>・「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を年2回開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を図るとともに、養護者による虐待について、事業者向けの研修会を実施した。「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、関係機関と孤立防止に向けた情報交換、情報共有を図った。「障害者差別解消支援地域協議会」を2回開催し、差別解消に関する情報提供と課題の共有を図るとともに、市内の小中学校等に心のバリアフリー啓発事業を実施した。</p> <p>・消費者被害防止に関して、消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布を行った。悪質商法被害防止該当キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。「武蔵野安全・安心ニュース」を発行し関係機関団体への周知を行ったほか、広報誌「つながり」で消費者被害に関する相談窓口の案内等を行った。</p>	

### 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-4 女性の生涯にわたる健康施策の推進		○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)各種健康診断の充実</b></p> <p>・乳がん検診は、令和元年度から対象者全員に受診勧奨通知を送付した結果、17.7%から26.3%と受診率が大幅に上昇した。子宮がん検診については、受診率36.8%と高い受診率になっている。また、「40歳からの女性のがん検診」事業として、乳がん、胃がん、肺がんセット検診を施行実施しており、今後の進捗状況について報告されたい。</p> <p>・母体ケアに関する事業では、妊娠届け出時の「ゆりかごむさしの面接」から、産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を行った。また、産後に家族から十分な支援を受けられず、産後不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を令和元年7月から実施し、延べ245名が利用するなど、新しい試みとして評価できる。</p> <p><b>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発</b></p> <p>子育てフェスティバルにおいて、講座「産後の女性のココロとカラダ」を専門職により実施し啓発を図った。</p>	

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1 計画推進体制の整備・強化		○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	◎
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女共同参画情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><b>施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進</b>  「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」ガイドブックを広報担当職員研修において配布するとともに、男女共同参画フォーラムパネル展で配架し、理解促進を図った。条例ワークブックを市立小学校第6学年に配布し、普及啓発を行った。</p> <p><b>施策(2)市民参加による男女平等の推進</b>  武蔵野市男女平等推進審議会を設置し、第三次男女共同参画計画の実施状況評価等を行った。また、男女平等推進登録団体への活動支援、男女平等推進センター企画運営委員会との協働など、市民参加による男女平等推進体制が有効に進められている。</p> <p><b>施策(3)庁内推進体制の整備</b>  ・男女平等推進審議会の議題に付するため、庁内推進会議、同幹事会を開催し、第三次平等推進男女共同参画計画の推進状況、第四次男女平等推進計画の事業予定の進行管理を行った。  ・全管理職を対象とした「LGBTや多様性理解のための職員研修」を実施したほか、課長補佐・係長級職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。</p> <p><b>施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実</b>  女性総合相談、女性法律相談を引き続き実施するとともに、新たに性的指向・性自認に関するにじいろ電話相談を開始した。企画運営委員会と協働を図りながら、男女平等をテーマにした講座を原則託児付で、新型コロナウイルス感染防止を図りながら開催し、22企画、28講座、受講804人、託児123人の参加を得ることができ、男女平等の意識啓発、理解促進を進めた。</p> <p><b>施策(5)男女共同参画情報誌等の発行と周知</b>  ・男女平等推進情報誌「まなこ」を市民編集委員と協働で年3回発行し、「第四次男女平等推進計画」、「それぞれのキャリア」、「性の多様性を認め合うまちへ レインボームサシノシ宣言」を特集、時宜に合ったテーマを取り上げるなど、内容の充実に努めた。  ・市報5月1日号で第四次男女平等推進計画の特集を掲載した際、併せて「まなこ」の情報提供を行った。また、市民会館文化祭で「まなこ」を紹介するパネル展示を行ったほか、様々な展示の機会に「まなこ」を配架するなど認知度を向上させる取り組みに努めた。</p>	

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-2 男女平等の視点に立った表現の浸透		△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

男女平等推進審議会の講評	
<p>・メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりをとおして、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。また、武蔵野地域自由大学正規科目として、「メディア・リテラシー論」を実施した。今後、さらに市民に向けたメディア・リテラシーに関する講座の充実を図りたい。</p> <p>・行政刊行物の表現の見直しについて、秘書広報課所管の行政刊行物の表現ルールを整理、全庁向け説明会開催の際、男女平等推進条例ガイドブックを配布し、要点説明を行うなかで、市の行政刊行物における男女平等の視点の重要性について、意識啓発を行った。今後、表現ガイドライン作成に向け、具体的な検討を進められたい。</p>	